

冬の厳しい寒さも和らぎ、日増しに暖かくなってきましたね。
2月の中旬、岡山にも久々に大雪が降り驚きました。
朝起きて見ると一面の銀世界。
いたる所でかわいい雪だるまを目にすることができました。
もうしばらく寒い日が続きそうです
皆様も体調管理には
十分お気を付けください。



父子家庭にも遺族年金？

そもそも遺族年金とは？ご主人が万が一亡くなられたとき、皆様が加入されている国民年金、厚生年金、共済年金から奥様に毎年、年金がもらえる公的制度です。

逆に奥様が亡くなられたときに、ご主人には年金を貰える権利が一切ありませんでしたが、平成26年4月から男性であるご主人にも支給されるようになります。但し、ご主人の年収が850万未満であることが条件です。



●遺族年金ももらえる対象者(生計を維持されてる遺族)

国民年金(自営業)

- 妻
- 子供
- ※子供のいない妻はもらえない
- ※子供がいる場合でも末っ子が18歳になる年度末まで

厚生年金(サラリーマン)

- 妻
- 父、母
- 孫
- 祖父母
- ※子供がいない妻でももらえる
- ※妻を除いて年齢条件あり

共済年金(公務員)

厚生年金に同様

やはり男性も奥様が亡くなられると困りますからね！

日本初！弁護士保険

弁護士保険！ってご存知ですか？
自動車、火災、傷害保険などに特約で加入できるのは
皆様もよ〜ご存知かと思います。※表①

表①



昨年の特約ではなく弁護士保険(個人用)として、主契約で契約することが出来る様になっており、今までと違うところは事故の時の弁護士費用だけでなく

- 勤務先との雇用
- 遺産相続
- 離婚
- 貸金
- 子供のいじめ

など他にもありますが、このような日常的な法的トラブルの時も費用の請求が出来るのが特徴です！！※表②

表②



今まで泣き寝入りしていた案件も、加入者が増えることにより訴えやすくなり、裁判件数は増えていくことでしょう！！
逆にいうと訴えられやすくなる！ともとれます。

こんな保険が出来るのも、時代の流れなのかなあ〜と
考えさせられました。

生命保険の死亡保障

自分が死んだとき、遺族に対しての死亡保障の金額設定をどのくらいにすればいいかと考えたことはありますか？
5000万円・・・7000万円・・・1億円・・・なかなかイメージが湧き難く、本当にその金額設定が正しいのか、わからない方も多いと思います。

最近は残された遺族が保険金を一括で受け取らず、年払いや月払いで受け取ることができる保険が増えてきています。「生涯でいくら？」と聞かれるとイメージが湧き難いですが、「毎月どのくらいあれば生活できる？」と聞かれるとイメージが湧き易いですよね。

このような保険を「収入保障保険」と言います。

収入保障保険は、従来からある定期保険に比べると保険料が割安になっています。

注)契約者の死亡年齢によっては定期保険の方がたくさんの保険金額をもらえる場合があります。

収入保障保険は

【優良体】 血圧値やBMI値が所定の範囲にある

【非喫煙体】 過去1年以上 喫煙していない

などをクリアすれば更に保険料が割安になる保険会社もあります。

変わったものと言えば、これも保険会社によりますが

【優良運転者】 自動車運転免許を持っていない

(取消・停止は除く)

免許証がゴールド

自動車保険の契約が12等級～20等級

の割引契約を持っている、というのがあります。

他に死亡ではなくとも、事故や病気で介護状態(一定条件あり)になったときも保険金の支払スタートになるケースもあります。万が一のことが起きたとしても、大切なご家族の生活を守ることができます。

自転車事故の高額賠償事例

①自転車死亡事故で4746万円の賠償命

【事故の概要】

横断歩道を渡っていた被害者に、競技用自転車に乗った男性が赤信号を無視して時速15～20キロで衝突。被害者は頭を強く打って5日後に死亡。

■信号無視の自転車に衝突されて死亡した事故で、自転車に乗っていた会社員の男性(46)に1億636万円の損害賠償を求めた訴訟の判決で、東京地裁は4746万円の支払を命じた。

■裁判長は、「男性は脇見をして前方注視していなかった。青信号で横断歩道を渡っていた被害者に何ら落ち度はない」とした。

■この事故で東京地裁は、男性を重過失致死罪で在宅起訴。禁固2年、執行猶予3年の有罪判決が確定した。

②息子(小学5年生)の自転車事故賠償金9520万円

【事故の概要】

当時11歳の少年は帰宅途中、ライトを点灯しマウンテンバイクで坂を下っていたが、知人と散歩していた女性に気づかず正面衝突。女性は頭を強打し寝たきりの状態。

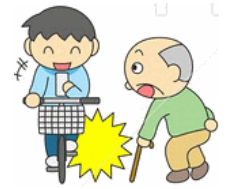
■当時小学校5年生だった少年が乗った自転車と歩行者との衝突事故をめぐる損害賠償訴訟で、神戸地裁は、少年の母親に9520万円の賠償を命じた。

■少年の母親は少年が適切にハンドル操作し、母親もライトの点灯やヘルメットの着用を指導していたとして過失相殺を主張していた。

■裁判官は、少年が時速20～30キロで走行し、少年の前方不注意が事故の原因と認定。事故時はヘルメット未着用だったことなどを挙げ、「指導や注意が功を奏しておらず、監督義務を果たしていない」として母親に9520万円の賠償を命じた。

【賠償額の内容】

- ①将来の介護費用
- ②逸失利益:約2190万円
- ③慰謝料:約2800万円
- ※その他、治療費用



このように、最近テレビなどの報道でも聞かれるようになりましたが、他にも高額賠償の事故が相次いでいます。自転車は手軽な乗り物ですが、歩行者を死傷させれば車と同様の賠償責任を認める傾向になってきています。

アップ総合保険センターの休憩室

R: ねえねえ、この「弁護士保険」って初めて聞いたんだけど身近に使うことってあるのかな？あんまりピンとこないなあ。
K: そうだね。今まで弁護士さんのお世話になったりしたことなかったらそう思うよね。
R: うん。それに弁護士さんに相談しただけでも費用がかかるって聞いたことがあるし、どのくらいかかるか分からないから相談しにくいよ。
K: そうだね。だからこそ、この「弁護士保険」なのよ！どうする？自分の子供が自転車で友達をひいて大ケガをさせてしまったら、どこに相談しちゃう？
R: え～！？・・・友達・・・先生？警察！？・・・どうしよう・・・！
K: ここに書いてあるみたいに訴えられて高額賠償とかになったらどうする～！？相談出来る場所があったら全然違うでしょ！
R: そうだね！とっても助かる～！
K: この保険に入ると言う事は、自分の顧問弁護士が出来るのと同じくらいの価値があると思うな！
R: 月々2,980円で顧問弁護士・・・かっこいいね♪
K: 弁護士さんをお願いするって事は「相談費用」「着手金」「成功報酬」の3段階でお金がかかるの。この費用を全部自分で負担しようとするの大変だからね！
R: どんな相談事でも大丈夫なの？
K: もちろん刑事事件は対象外だし、全ての案件で全額費用が出る訳ではないんだけど、法律相談が出来るサイトもあったりネットで直接弁護士さんにお安く相談出来る場所も紹介してくれるよ！
R: そうなんだあ！気になる気になる～！もっと詳しく教えて～！
K: 了解！って事でまたこのチラシを見て気になる事があったら何でも聞いてみてね！
R: わかったあ！ありがとう♪これに加入しておけばトラブルがあっても慌てなくていいし、気軽に専門家に相談出来るってほんと助かるね！
K: そうよ！自動車事故は自動車保険、日常のトラブルは弁護士保険！

※弁護士保険のチラシを同封しております。ご覧下さいませ♪

【発行者】(株)アップ総合保険センター

TEL 086-212-0220 FAX 086-212-0222

http://uphoken.jp

(担当)



占部



渡邊



有高